手数料納付方法に関するお知らせ

第二種電気工事士免状新規交付手数料（５，３００円）の支払いについては、次のいずれかの方法で納めてください。

納付方法

1　京都府庁及び各広域振興局での納付（現金又はキャッシュレス決済）

・窓口で手数料を納付してください。（手数料納付窓口の一覧はこちら）
・納付すると「領収書」と「納付済証（再発行不可）」が発行されます。
・「納付済証」を**手数料納付証明欄**に貼付し、京都府電気工事工業組合へ送付してください。
「領収書」のみの貼付は無効となりますので、ご注意ください。
・詳しい納付方法は以下をご覧ください。
京都府庁本庁と広域振興局総合庁舎とで納付済証の形式が異なります。
・京都府庁本庁での納付方法（京都府会計課ホームページ）
・広域振興局総合庁舎での納付方法（京都府会計課ホームページ）
・広域振興局所在地（京都府会計課ホームページ）

2　コンビニ・金融機関での納付書納付(現金のみ)

・申請窓口もしくは技能試験時に配布された納付書で、コンビニ又は金融機関（銀行・郵便局）で納付してくだい。
・納付すると「領収書」と「納税証明書＜納付済証＞」が発行されます。
・「納税証明書＜納付済証＞」を申請書の裏面に貼付し、京都府電気工事工業組合へ送付してください。
「領収書」のみの貼付は無効となりますので、ご注意ください。
・詳しい納付方法は以下をご覧ください。
・納付書での納付方法（京都府会計課ホームページ）

3　web 事前登録コンビニ納付（現金のみ）

・以下の URL にアクセスし、「A 支払用番号」「B 申請書用番号」を取得してください。
https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10124
・「A 支払用番号」をもとにコンビニで手数料を納付できます。（番号はメールで通知されます）
・支払いの後、「B 申請書用番号」を申請書に記入し、京都府電気工事工業組合へ送付してください。
・詳しい納付方法は以下をご覧ください。
Web 事前登録コンビニ納付方法（京都府会計課ホームページ）

手数料に関する問合せ先：危機管理部消防保安課
住所：京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町　京都府庁 1 号館 6 階
TEL：075-414-4470／FAX：075-414-4477／MAIL：shobohoan@pref.kyoto.lg.jp

申請書の送付先：京都府電気工事工業組合
住所：〒601-8021 京都府京都市南区東九条宇賀辺町 8
TEL：075-672-4311 ／FAX：075-672-1947